

ごみの分別促進等に係る普及啓発業務仕様書

1 委託業務名

ごみの分別促進等に係る普及啓発業務

2 委託業務の目的

近年、本市のごみの分別にかかる啓発に当たっては、市民しんぶん挟み込みや本市ホームページを通じた啓発のほか、令和5年2月には、ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」を導入するなど、様々な形で分別についての周知啓発に取り組んできたところであるが、いまだに、燃やすごみとして、プラ製容器包装等の資源物が排出されている状況である。

また、分別排出された資源ごみ袋にもリチウムイオン電池等の危険物を含む異物が混入していることから、本市のごみ収集車やクリーンセンターにおいて火災事故が発生し、多大な損害が発生している。

このような状況を受けて、市民一人一人の分別意識の向上のため、引き続き、これまでの啓発媒体の活用に基づき、呼び掛けていくことはもとより、分別からリサイクルに至るまでの知識、関心を持っていただくことを目的に、さらなる啓発を実施していく必要がある。

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務内容

(1) 動画コンテンツの制作

市民一人一人の分別促進、危険物を含む異物混入の防止対策を図るため、本市が所有している既存動画を加工・編集し、映画館広告「シネアド」で上映するための15秒動画を2本制作する。

なお、動画の制作にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 学生を中心とした若者、子育て世帯を対象の重点にすること
- ② シネアドの特性を踏まえ、市民一人一人の分別意識の向上に向けた効果的な啓発内容となっていること
- ③ 以下の動画について、それぞれの内容を踏まえて加工・編集すること

<危険物><https://www.youtube.com/watch?v=6Yicu9FedJA>

(内容)

- ・リチウムイオン電池使用製品等の危険物を正しく排出することの重要性
- ・リチウムイオン電池使用製品等の危険物に関する排出方法

<プラスチック類><https://www.youtube.com/watch?v=XE8eQtQiDTU>

(内容)

- ・プラスチック類（プラスチック製品及びプラスチック製の「容器」と「包装」）を正しく排出することの重要性
- ・プラスチック類の分別回収に関する排出方法

- ④ 本市のwebサイト上の啓発や動画への導線を設定すること

例) webサイト「京都ごみネット」のほか、本市が所有している既存動画を紹介するための検索ワードを動画に盛り込む 等

(2) コンテンツの発信

(1) のコンテンツについて、シネアドを利用し広く発信を行う。

なお、コンテンツの発信については以下の点に留意すること。

- ① 学生を中心とした若者、子育て世帯を対象の重点にすること
- ② 市民一人一人の分別意識の向上に向けた啓発となるような工夫をすること
- ③ 学校等の長期休暇の期間に発信するなど、閲覧者の増加に向けた工夫をすること
- ④ TOHO シネマズ二条、T・ジョイ京都、MOVIX 京都、イオンシネマ京都桂川のうち、2館以上で上映すること

その他の発信方法等についても、本市担当者と協議、調整のうえ、これを実施することができる。

(3) これまでの周知・啓発に対する改善や、新たな周知・啓発手法の検討・実施

過去に本市が作成したコンテンツの閲覧回数の増加のため、本市の過去のコンテンツとの相乗効果を生む方法で新たに啓発を実施すること。

なお、これまでの周知・啓発の内容については、本市から受託者に説明を行い、関係資料についても提供する。

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て、承認を得るものとする。

(2) 実績報告書の作成

事業終了後、速やかに当事業の実績報告書を取りまとめ、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に提出する。

なお、実績報告書の作成にあたっては、委託業務内容(3)「これまでの周知・啓発に対する改善や、新たな周知・啓発手法の検討・実施」に対する効果実証を可能な限り実施し、その結果を報告内容に盛り込むこと。

(3) 業務終了時検査及び委託料の精算

本委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

6 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(以 上)